

特定目的信託財産の貸借対照表、損益計算書、信託財産の管理及び運用に係る報告書並びに附属明細書に関する規則（平成十二年総理府令  
 第百三十二号）（第四十七条関係）

改正案	現行
<p>（原則）</p> <p>第三条 1、2（略）</p> <p>3 前二項の規定は、附属明細書について準用する。</p> <p>（会計方針の注記等）</p> <p>第九条 1、2（略）</p> <p>3 前項の規定は、貸借対照表又は損益計算書の記載方法を変更したときについて準用する。</p> <p>（営業未収入金等）</p> <p>第十七条 営業未収入金、受取手形その他営業取引によって生じた金銭債権は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後一年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの、投資等の部に記載しなければならない。</p> <p>（短期保有の株式等）</p> <p>第二十条 1、3（略）</p>	<p>（原則）</p> <p>第三条 1、2（略）</p> <p>3 前二項の規定は、附属明細書に準用する。</p> <p>（会計方針の注記等）</p> <p>第九条 1、2（略）</p> <p>3 前項の規定は、貸借対照表又は損益計算書の記載方法を変更したときについて準用する。</p> <p>（営業未収入金等）</p> <p>第十七条 営業未収入金、受取手形その他営業取引によって生じた金銭債権は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後一年以内に弁済を受けられないことが明らかなのは、投資等の部に記載しなければならない。</p> <p>（短期保有の株式等）</p> <p>第二十条 1、3（略）</p>

<p>4 前条の規定は、前項の社債のうち市場価格のないものについて準用する。</p>	<p>4 前条の規定は、前項の社債のうち市場価格のないものに準用する。</p>
<p>(時価が著しく低い場合の注記)</p>	<p>(時価が著しく低い場合の注記)</p>
<p>第二十四条 (略)</p>	<p>第二十四条 (略)</p>
<p>2 前項の規定は、市場価格のある株式及び社債について準用する。</p>	<p>2 前項の規定は、市場価格のある株式及び社債に準用する。</p>
<p>(長期金銭債権)</p>	<p>(長期金銭債権)</p>
<p>第三十三条 (略)</p>	<p>第三十三条 (略)</p>
<p>2 第十九条の規定は、前項の金銭債権について準用する。</p>	<p>2 第十九条の規定は、前項の金銭債権に準用する。</p>
<p>(長期保有の株式等)</p>	<p>(長期保有の株式等)</p>
<p>第三十五条 (略)</p>	<p>第三十五条 (略)</p>
<p>2 前項の規定は、有限会社の社員の持分その他出資による持分について準用する。</p>	<p>2 前項の規定は、有限会社の社員の持分その他出資による持分に準用する。</p>
<p>3 第十九条の規定は、第一項の規定により投資等の部に記載すべき社債のうち市場価格のないものについて準用する。</p>	<p>3 第十九条の規定は、第一項の規定により投資等の部に記載すべき社債のうち市場価格のないものに準用する。</p>
<p>(長期金銭債権)</p>	<p>(長期金銭債権)</p>
<p>第四十六条 (略)</p>	<p>第四十六条 (略)</p>
<p>2 第四十四条の規定は、前項の金銭債権について準用する。</p>	<p>2 第四十四条の規定は、前項の金銭債権に準用する。</p>
<p>(外貨建ての負債)</p>	<p>(外貨建ての負債)</p>

第五十条 第三十六条の規定は、重要な負債が外貨建てである場合に  
ついて準用する。

(元本等の部)

第五十四条 (略)

(削る)

2| 資産につき時価を付すものとした場合(第四条第一項ただし書及  
び第二項(これらの規定を第七条第二項及び第八条第二項において  
準用する場合を含む。)(の場合を除く。)(には、その資産の評価差  
額金(当期利益又は当期損失として計上したものを除く。)(は、前  
項の規定にかかわらず、元本等の部に別に評価差額金の部を設けて  
記載しなければならない。

第五十五条 1}3 (略)

4 留保金の部には、任意積立金及び次期繰越利益又は次期繰越損失  
を記載し、任意積立金は、その内容を示す適当な名称を付した科目  
に細分しなければならない。

5 (略)

(元本等の欠損の注記)

第五十五条の二 貸借対照表上の純資産額から第五十四条第二項の評  
価差額金を控除した額が、元本の額を下回る場合には、その差額を

第五十条 第三十六条の規定は、重要な負債が外貨建てである場合に  
準用する。

(元本等の部)

第五十四条 (略)

2| 元本等の欠損がある場合には、留保金の部を欠損金の部としなけ  
ればならない。

3| 資産につき時価を付すものとした場合(第四条第一項ただし書及  
び第二項(これらの規定を第七条第二項及び第八条第二項において  
準用する場合を含む。)(の場合を除く。)(には、その資産の評価差  
額金(当期利益又は当期損失として計上したものを除く。)(は、第  
一項の規定にかかわらず、元本等の部に別に評価差額金の部を設け  
て記載しなければならない。

第五十五条 1}3 (略)

4 留保金の部又は欠損金の部には、任意積立金及び次期繰越利益又  
は次期繰越損失を記載し、任意積立金は、その内容を示す適当な名  
称を付した科目に細分しなければならない。

5 (略)

(新設)

注記しなげねばならぬ。